

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号：34419

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22730098

研究課題名(和文) 海上保険法制の中での損害防止費用負担義務にかかる実証的研究

研究課題名(英文) The Theoretical Research on a Duty of an Insurer to Cover an Insured's Costs to Mitigate Losses under Marine Insurance Act 1906 in UK

研究代表者

野口 夕子 (NOGUCHI, Yuko)

近畿大学・法学部・教授

研究者番号：40314794

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円、(間接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)：保険制度の形成過程で誕生してきた様々な法や約款において、損害防止義務および損害防止費用負担義務が如何に規定されてきたのかを解明することが、当該制度における両義務の必要性を理解することにつながる。その足掛かりとして、本研究では、わが国の非海上保険を中心とする損害保険分野における現状に対して、海上保険実務では、保険者によって損害防止費用が負担されている事実を踏まえ、海上保険実務において世界的に絶大なる影響力を持ち、その支配力を誇ってきた英国の海上保険法制、その中心にある1906年英国海上保険法の下、損害防止義務および損害防止費用負担義務にかかる規定が如何に運用されているのかを明らかにする。

研究成果の概要(英文)：Japanese Insurance Law Article 23 provides that an insured shall take measures to avert losses, and further provides for an insurer to cover the costs properly and reasonably incurred by the insured for the purpose of averting losses, even if the total amount of the costs and the amount of indemnity exceed the policy limit. This study elucidates whether the provision of Article 23 prescribing that an insurer cover the costs incurred by an insured for the mitigation of losses should be deemed a mandatory provision and thereby prohibit an insurer from excluding coverage for such costs, considering a duty of an insurer to cover an insured's costs to mitigate losses under Marine Insurance Act 1906 in UK.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：商法 保険法 保険契約 海上保険 損害保険 損害防止義務 損害防止費用負担義務 英国海上保険法

1. 研究開始当初の背景

わが国商法の礎は、ロエスレルによって1884年1月に脱稿された同氏起稿商法草案にあるが、同草案にはじまり、1890年4月26日法律第32号「商法」を経て、現行保険法に至るまで、被保険者には損害防止義務を、保険者には損害防止費用負担義務を課している。これは、保険者の損害防止費用負担義務を被保険者の損害防止義務との関係から捉え、被保険者による損害防止義務の履行によって利益を得るのは保険者であることから、保険者には被保険者が損害防止に要する費用を負担する義務があるとの変わらぬ立法者意思によるものである。

しかしながら、両義務の内容については規定上明らかにされていないため、その具体化は法解釈に委ねられてきた。なかでも保険者の損害防止費用負担義務にかかる規定は、わが国では従来、これを任意規定と解し、保険者によって作成された損害防止費用に関する如何なる約款についても、その全てに効力を認める結果、非海上保険実務においては、保険者の大部分が損害防止費用不担保約款を設け、当該費用の負担を免れるという状況がもたらされている。

2010年4月に施行された保険法の下でも、この非海上保険契約における現状に変化はない。保険法は、同法13条に損害防止義務を、同23条に損害防止費用負担義務にかかる規定を設けるが、その内容は基本的に改正前商法660条1項を維持した上で、保険者の損害防止費用負担義務を定めた同23条を任意規定としたためである。したがって、保険法の下でも、同23条と異なる損害防止費用負担にかかる保険約款に対して、その効力が認められることとなる。

このように、実際には保険者による損害防止費用負担の行われていないわが国にあって、保険法と異なる保険約款の有効性については異論もあり、保険法23条の強行性如何を含め、議論が尽きない。

これに対して、同じく損害保険契約の一類型である海上保険契約において、わが国では、損害防止義務および損害防止費用負担義務にかかる規定が如何に解釈され、運用されているのか、当該分野における先行研究を中心にその学説を検討した。その結果、損害防止義務および損害防止費用負担義務にかかる規定については、古くは海上保険法分野においても、その解釈をめぐる学説が展開され、時にその議論が他の保険法分野におけるそれに先んじることもあった。しかしながら、わが国の保険法分野において、少なくともかかる規定をめぐる、解釈論上、海上保険契約と非海上保険契約とに区別した議論は展開されていないことが明らかとなった。

より正確には、その議論は非海上保険を含めた損害保険法分野に取り込まれ、現在では、非海上保険契約における議論に終始している。したがって、海上保険契約においても、

保険者の損害防止費用負担義務にかかる規定は任意規定であり、当該規定と異なる保険約款のその全てが有効と解されている。

ところが、海上保険実務では、非海上保険と異なり、かかる保険約款をもって損害防止費用については保険者が負担する旨約定していることが明らかとなった。

2. 研究の目的

保険制度の歴史は、海上保険に遡る。損害保険契約の一類型である海上保険契約における海上保険法制、特に損害防止義務および損害防止費用負担義務にかかる規定の歴史的背景に加え、他の保険に比して国際的な保険分野であるだけに保険実務が先行する海上保険において、損害防止義務および損害防止費用負担義務にかかる規定が如何に解釈され、運用されているのか、その現状を理解することは、同時に保険契約における損害防止義務および損害防止費用負担義務の本質的な位置付けを明らかにする上で必要不可欠である。海上保険と非海上保険において、損害防止費用負担にかかる実務上の相違が如何なる理由によるものなのか、この点を明らかにすることが、損害保険契約における両義務の実体的根拠の解明につながるものと思われる。

そして、これはまた、今後、予定されている商法第3編「海商」にかかる規定の改正へ向けた議論の中で、当然、見直しははかれる海上保険契約に少なからぬ示唆を与えるとともに、商法第3編第6章の「海上保険契約に関する規定については、海商法の他の規定と密接に関連するものであり、かつ、高度に専門化・国際化された分野に属するものであるから、陸上保険契約に関する規定とは別に、将来の海商法の現代化において検討することが適当である」との理由から、その改正を陸上保険契約法に限定し、その結果、保険者の損害防止費用負担義務を任意規定と明示した保険法を再考する上でも、必ずや有益なものとなる。

本研究では、わが国の非海上保険を中心とする損害保険分野における現状に鑑み、また、このような現状に対して、海上保険実務では保険者による損害防止費用が負担されている事実を踏まえ、まず、かかる運用の実態を明らかにすることで、損害防止費用負担義務をめぐる海上保険と非海上保険の実務上の差異が生じた理由を明らかにしたい。さらに、この問題を解明する上で今一つ考慮すべき点 わが国の海上保険実務のみならず、世界的に絶大な影響力を持ち、かつ、永らくその支配力を誇ってきた英国の海上保険法制、その中心に鎮座する1906年英国海上保険法において、損害防止義務および損害防止費用負担義務にかかる規定が如何に形成され、運用されているのか、その実態を探る。

3. 研究の方法

本研究における目的を達成するためには、わが国海上保険実務において利用されてきた海上保険約款の変遷とともに、当該実務に多大なる影響を与え続けている英国海上保険法制の現状を明らかにしなければならない。そこで、本研究期間の初年度である平成22年度は、まず内航貨物海上保険において、1989年改定をもって内航貨物海上保険普通保険約款に保険者が損害防止費用を負担することを約定した経緯を明らかにすべく、当該改定にかかる議事録の入手に努めるとともに、関係資料の収集・分析を行った。

平成23年度は、昨年度に引き続き、内航貨物海上保険普通保険約款の1989年改定にかかる議事録の入手に努めるとともに、翌1990年の改定をもって、内航貨物海上保険普通保険約款と同様、保険者が損害防止費用を負担することとした船舶保険普通保険約款について、その経緯の詳細を解明しようと試みた。また、英国海上保険法制にかかる現地調査に備え、資料収集をはじめ、専門家との意見交換など予備調査を実施した。

平成22年度および平成23年度の2ヶ年にわたる調査において、内航貨物海上保険普通保険約款および船舶保険普通保険約款ともにその改定にかかる議事録の入手が極めて困難であることが明らかとなったため、平成24年度は、当初の研究計画に従って、各保険約款の改定議事録の入手に努める一方、内航貨物海上保険普通保険約款、船舶保険普通保険約款の改定作業に携わった研究者への聞き取り調査および当該改定に関する文献等、資料収集に重点を置いた研究を行った。

本研究の目的達成には、時を同じくして損害防止費用負担にかかる約定を改定するに至った内航貨物海上保険普通保険約款および船舶保険普通保険約款において、その改定の過程を辿る中で、改定理由を明らかにすることが先決となる。そのためには、上記内航貨物海上保険普通保険約款および船舶保険普通保険約款の改定作業を克明に記録した改定にかかる議事録が必要不可欠であることは、研究計画等において、その当初から述べてきたところである。しかしながら、研究期間中に当該議事録を入手することが適わなかったため、研究の方法に大幅な変更を余儀なくされた。

そこで、最終年度となる平成25年度は、わが国の海上保険法制ならびに当該実務に多大なる影響を及ぼしたと考えられる英国を中心とした国際海運情勢や国際海上保険実務に関する文献等を詳細に検討していくことで、本研究の目的を達成しようと試みた。海上保険法分野は、英国法を中心とした永きにわたる判例と実務の蓄積によって、国際的な標準が確立している領域である。したがって、国際的な海上保険実務において、現在、損害防止義務および損害防止費用負担にかかるルールがどのように取り扱われているのか、また、その基礎を形成してきた英国海

上保険法制において、かかるルールが如何なる変遷を遂げてきたのかを明らかにしていくことで、比較法的・歴史的観点から本研究の目的を達成することは可能であるとの考えによるものである。

4. 研究成果

(1) 保険制度の形成ないし当該過程において誕生してきたさまざまな法や約款の中で、損害保険契約における損害防止義務および損害防止費用負担義務がどのように規定されてきたのかについて考察することは、保険制度における両義務の必要性、ひいては法が両義務を規定する意味を理解する上で重要な論点であることは間違いない。保険契約にかかる法制度を対象として、判例をはじめ、個々の保険約款およびその運用を含めた保険実務の歴史的変容についての実証的な検討が、損害防止義務および損害防止費用負担義務が如何なる実体的な根拠に基づいて存在しているのかを解明することにつながる。

本研究では、その足掛かりとして、前記「2. 研究の目的」に示す二つを明らかにしようと試みた。一つは、わが国の非海上保険を中心とする損害保険分野における現状に鑑み、また、このような現状に対して、海上保険実務では保険者による損害防止費用が負担されているという事実を踏まえ、かかる運用の実態を明らかにすることを通して、損害防止費用負担義務をめぐる海上保険と非海上保険の実務上の差異が生じた理由を解明することである。そして、もう一つが、世界的に絶大な影響力を持ち、かつ、永らくその支配力を誇ってきた英国海上保険法制が、わが国の海上保険実務のありように如何なる影響を及ぼしてきたのか、その英国海上保険法制において、損害防止義務および損害防止費用負担義務にかかる規定が如何に形成され、運用されているのか、である。

(2) わが国において、日本籍船を対象とする船舶保険に適用される船舶保険普通保険約款は1933年に、また内航貨物海上保険に適用される内航貨物海上保険普通保険約款については1943年に、それぞれ統一約款として作成・実施されたが、その当初は、他の保険分野に問わず、保険契約者または被保険者に対して損害防止義務を課すと同時に、当該義務違反の効果についても約定しながら、いずれの約款においても損害防止費用は保険者によって負担されていなかった。確かに、船舶保険では、当事者が船舶保険特別約款を利用するのが常であり、実際には船舶保険第一種特別約款における「全損のみ担保」の場合を除き、救助費の名目で損害防止費用が保険者によって填補されていた。

内航貨物海上保険においてもまた、当該契約に、内航貨物海上保険普通保険約款附則25条に基づく分損担保にかかる契約、あるいは、当該附則26条に基づく分損不担保にかかる

契約を別途締結した場合には、保険者がいわゆる救助費を負担することになっていた。しかしながら、それは、あくまで特約あつてのことであつた。

それが改定されたのは、内航貨物海上保険普通保険約款は 1989 年、船舶保険普通保険約款にあつては 1990 年のことである。この改定を経て、現在、内航貨物海上保険でも、船舶保険においても、損害防止費用は保険者によって負担されることとなっている。

内航貨物海上保険では、現在、内航貨物海上保険普通保険約款 23 条をもって、保険者が損害防止費用を負担する。加えて、同約款 23 条 2 項は、損害防止費用が他の填補額と合算して保険金額を超過した場合にも、保険者がその全てを負担する旨約定し、損害防止費用負担額に限度額を設けていない。これは、わが国において、当時、改正前商法 660 条 1 項但書に規定されていたところであり、現行保険法とその規定を同じくするものである。

船舶保険においても、既述のように、1990 年の改定を経て、内航貨物海上保険と同様、保険者が損害防止費用を填補することとなった。加えて、かかる船舶保険普通保険約款改定理由書には、船舶保険普通保険「約款では、旧約款の救助費を損害防止費用と規定するとともに保険契約者または被保険者に損害防止義務を課した以上、その義務の履行のために要した必要・有益な費用を保険者としててん補するのは当然であるとの損害保険一般の考えに基づき、特約がなければ損害防止費用をてん補しないという旧約款第 15 条第 2 項の規定を削除し、損害防止費用をてん補することとした」と明記されている。その結果、救助費の一つとして取り扱われ、かつ、特約がある場合を除いて、保険者はこれを負担しない旨約定されていた損害防止費用は、船舶保険普通保険約款においては、旧約款に定める救助費の全てをもって損害防止費用と改められ、保険者の填補範囲に包含された。船舶保険では、損害防止費用は、船舶保険普通保険約款 9 条 2 項をもって、他の填補額と別途算出され、保険金額を限度として保険者に填補されることとなる。

(3) わが国では、現在、日本籍船を対象とする船舶保険については、日本船舶保険連盟作成の統一約款である船舶保険普通保険約款と、各種のニーズに対応して当該約款を修正補充する船舶保険特別約款の両約款に依拠した、各保険会社による個々の約款が使用されているが、その内容に差異は無い。その原型ともいえる旧船舶保険普通保険約款にかかる海上保険(船舶)改正理由書には、その改正案作成の一般方針として、「本改正案作成二当リテハ、我国ノ事情ニ則スル公平妥当ナル保険証券並ニ約款ヲ作り且及ブ限り英国ニ於ケル取扱ニ接近セシメントスル方針ヲ採リタリ」と明示されている。

さらに、近年では、船舶保険における外国

籍船の引受が増加してきたことと相俟って、わが国の船舶保険市場においては、外国籍船について、海外の保険証券および保険約款を直接使用する場合も多々見受けられる。その際、わが国の船舶保険実務上、利用されているのは、英国ロンドン保険業者協会による MAR フォームと呼ばれる海上保険証券様式と、1983 年に改定された協会期間約款である。

当該約款は、今日、世界的に最も広く用いられている船舶標準保険約款であり、その内容は、わが国をはじめ、各国の船舶保険約款に摂取されている。そして、わが国では、船舶保険に比して、この傾向が遙かに浸透しているのが、外航貨物海上保険においてである。これは、外航貨物海上保険が、国際貿易と密接な関係を有する、非常に国際性の強い保険であることに起因する。そのわが国の外航貨物海上保険で使用されているのもまた、1906 年英国海上保険法および慣習に準拠した英文保険証券であり、英文保険約款である。

また、既述のように、わが国の内航貨物海上保険においては、各保険会社に共通する統一約款として内航貨物海上保険普通保険約款が用いられているが、当該約款の内容は外航貨物海上保険で使用されるそれに沿ったものとなっている。

(4) 保険制度の起源が海上保険に存することは、一般に異論がない。その起源については、未だ明確にはなっていないものの、14 世紀にその成立をみるというのが、通説である。これに対して、かかる法制度については、世界最古の海上保険条例は 1369 年ジェノヴァ条例であるが、その内容の充実度に加え、条例の体系性に鑑み、1435 年バルセロナ条例が世界最古の海上保険法典であるとの理解が強い。

しかしながら、損害防止義務および損害防止費用負担義務に関する規定は、いずれの条例にも存在しない。かかる規定が海上保険法制の舞台に登場するのは、その一世紀後、1538 年ブルゴス条例における保険証券約款である。このブルゴス条例における保険証券約款の同一条文中に規定された損害防止義務および損害防止費用負担義務は、以降、中世において形成されていく数々の保険証券約款に引き継がれていったにとどまらず、海上保険取引の拡大に伴い、英国へと伝播し、1906 年英国海上保険法の付則に保険証券要式として採用されている 1779 年ロイズ保険証券へと発展を遂げる。しかも、それらは、規定文言が多少異なるのみで、実質的にも、形式的にも、ほとんど差異がない。

加えて、これら中世保険証券約款中の損害防止義務および損害防止費用負担義務にかかる規定は、各国制定法に定められるところと、その内容にほぼ違いがない。両義務にかかる規定、特に損害防止費用負担義務に関するそれは、その当時から、現行法にみる規定

内容とほぼ完全に一致している。現状において、これらを最終形態とするならば、損害防止費用負担義務に関しては、その規定が設けられたときには既に完成していたといっても過言ではない。

本研究では、前記「3. 研究の方法」に示すように、当該研究期間中、研究の方向性には問題がないものの、その方法に大幅な変更を余儀なくされた。しかしながら、海上保険法分野は、英国法を中心とした判例と実務の蓄積によって、国際的な標準が確立している領域である。したがって、国際的な海上保険実務において、現在、損害防止義務および損害防止費用負担にかかるルールがどのように取り扱われているのか、また、その基礎を形成してきた英国海上保険法制において、かかるルールがどのような変遷を遂げてきたのかを明らかにしていくことで、比較法的方法かつ法制史的に本研究の目的を達成することは可能である。そこで、新たなアプローチとして、わが国の海上保険法制ならびに当該実務に多大なる影響を及ぼしたと考えられる英国を中心とした国際海運情勢や国際海上保険実務に関する資料を渉猟し、詳細に検討していくことで、本研究の目的を達成しようと試みた結果、既述のように、一定の成果は得ることができたと考える。これら資料収集を含めた調査ならびに考察の成果は、現在、運送法を中心とした海商法の見直しが進められているわが国にあって、少なからぬ意義を有するものと思われることから、可及的速やかに大学紀要をはじめ、各研究誌に論文として公表していくよう努める。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

野口 夕子 (NOGUCHI, Yuko)

近畿大学・法学部・教授

研究者番号：40314794

(2) 研究分担者

なし()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし()

研究者番号：